

## 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

### (目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費率の補正をすることで、工事における熱中症対策の推進を図るとともに、実態に合った積算を行うことを目的とする。

### (対象工事)

第2条 藤枝市が発注し、主たる工種が屋外作業となる土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する工事を対象とする。

### (用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
- (2) 工期 工事着手日から工事完了日前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。ただし、当該期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 真夏日率 工事着手日から工事完了日まで期間(以下「工事期間」という)中の真夏日を工期で除した割合をいう。なお、真夏日率の算定は次の算定式によるものとする。

【算定式】真夏日率＝工事期間中の真夏日÷工期

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

### (発注)

第4条 対象工事には、熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書を添付して発注し、受発注者間協議により適用可能とする。

### (積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

#### (1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出される資料に記載される補正值を現場管理費率に加算することで行うこととする。なお、補正は最終

変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次の算定式によるものとする。

【算定式】補正値（％）＝真夏日率×補正係数

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

イ 「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計して2.0％とする。

(2) 補正係数 補正係数は1.2とする。

(3) 施工箇所が点在する工事への適用 施工箇所が点在する工事については、点在する個所ごとに補正を行うことができるものとする。

(その他)

第6条 気温の計測方法等は次のとおりとし、工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

ア 工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（以下「WBGT」という）を用いることを標準とし、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。

イ 施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温またはWBGTを用いる。

ウ ア又はイによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることができるものとする。

エ 森林工事においてはWBGTは用いないこととする。

オ 計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 森林工事における気温の補正方法 前号ウの気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員

と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】 補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6 / 100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位以下四捨五入とし、小数点第1位止めとする。標高差の値は、小数点第1位四捨五入とし、整数止めとする。

- (3) 計測結果の報告方法 受注者は施工計画書に基づき、監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正値を算出し、真夏日率等算定表(第1号様式)を発注者に提出するものとする。

(適用時期)

第7条 適用時期は次のとおりとする。

- (1) 適用対象工事 原則として令和8年4月1日以降に発注する工事に適用する。ただし、令和7年4月1日以降の既契約工事(以下「既契約工事」という)についても受発注者間協議の上適用することができるものとする。

- (2) 既契約工事への適用方法

ア 気温の計測期間 本要領の施行日以降の受発注者間協議により工事着手日から真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法等については、第6条に準じることとする。

イ 積算方法 積算方法は第5条に準じることとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。